住所　愛知県一宮市丹陽町伝法寺347番地3
鄭巨志　昭和30年6月25日生
李秋子　昭和31年7月30日生
鄭行宏　昭和58年3月24日生
鄭有友子　昭和60年3月1日生
住所　愛知県一宮市大和町毛受字北河原38番地1
金正光　昭和22年8月26日生
金貞弓　昭和51年2月27日生
金大介　昭和55年7月29日生
住所　愛知県一宮市奥町字加古穂48番地
田金妮　昭和38年7月3日生
住所　愛知県岡崎市伊賀新町6番地21
鄭錫友　昭和42年7月6日生
権弥加　昭和50年10月10日生
住所　愛知県一宮市大和町馬引字古宮82番地1
朴親子　昭和47年7月31日生
住所　愛知県一宮市貴船2丁目4番7号
朴一書　昭和49年1月9日生
住所　大阪府東大阪市森河内西2丁目36番14号
趙南伊　昭和6年7月30日生
住所　大阪市城東区新喜多1丁目6番23号
金基浩　昭和21年2月7日生
李英順　昭和28年2月10日生
金マユミ　昭和53年4月15日生
金義和　昭和55年1月5日生
金好美　昭和56年11月7日生
住所　東京都豊島区雑司が谷2丁目3番1—904号
李英子　昭和36年11月4日生
住所　大阪府堺市大浜中町2丁9番12号
李秀元　昭和44年9月2日生
住所　東京都足立区東綾瀬1丁目3番4—106号
龔新華　昭和32年12月6日生
龔秀鏞　昭和35年6月6日生
クリスティナ・ゴン　平成9年6月3日生
ケビン・ゴン　平成6年3月18日生

○厚生労働省告示第三十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十九条ノ三第一項及び第七十九条ノ四第一項の規定に基づき、健康保険法第六十九条の七の規定による被保険者に関する保険料額等（平成十二年三月厚生省告示第五十九号）の一部を次のように改正し、平成十三年四月一日から適用する。

平成十三年二月九日

厚生労働大臣　坂口　力

第一号の表を次のように改める。

標準賃金日額の等級	保険料額	健康保険法第六十九条の七の規定による被保険者の負担すべき額	事業主の負担すべき額
第一級	一五〇円	六〇円	九〇円
第二級	二四〇円	九五円	一四五円
第三級	三六〇円	一四〇円	二二〇円
第四級	五五〇円	二一〇円	三四〇円
第五級	七二〇円	二七五円	四四五円
第六級	九〇〇円	三四五円	五五五円
第七級	一、〇九〇円	四一五円	六七五円
第八級	一、三四〇円	五一五円	八二五円
第九級	一、六六〇円	六三五円	一、〇二五円
第一〇級	一、九七〇円	七五五円	一、二一五円
第一一級	二、二九〇円	八七五円	一、四一五円
第一二級	二、六六〇円	一、〇一五円	一、六四五円
第一三級	三、一〇〇円	一、一八五円	一、九一五円

住所　東京都港区白金5丁目10番16号
張慶傑　昭和39年4月14日生
徐向東　昭和41年6月29日生
張博涵　平成4年7月18日生
張博憲　平成11年3月13日生
住所　東京都多摩市和田1261番地
苑暁風　昭和32年6月26日生
住所　大阪府堺市戎島町1丁55番地3
王晨　昭和42年11月16日生
住所　大阪府堺市土師町5丁6番3—1号
鄭佳則　昭和36年10月16日生
金幸子　昭和36年2月1日生
鄭陽一　昭和55年4月14日生
鄭亘　昭和57年5月20日生
鄭唯　平成元年5月20日生
住所　広島県豊田郡安芸津町大字風早3116番地4
杜艶濤　昭和46年7月20日生
住所　神奈川県平塚市大島1027番地
パウラ・クリスティーナ・ブラボー・コヘイア・ドス・サントス・イトウ　昭和48年5月24日生
住所　東京都葛飾区小菅4丁目6番7号
フランク・デメトリオ・ヤスヒコ・トノオカ・タナカ　昭和37年1月12日生
住所　東京都板橋区大山西町21番2—402号
王春　昭和37年1月27日生
衣偉　昭和59年9月6日生
衣敏　昭和61年10月2日生
住所　大阪市中央区本町橋5番17—1004号
王雅萍　昭和35年9月9日生
住所　埼玉県浦和市道祖土4丁目1番6号
王琳　昭和46年3月1日生

○社会保険庁告示第一号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第百四十号）附則第八条の規定に基づき、政府の管掌する健康保険の介護保険料率を次のように定め、平成十三年三月一日から適用し、平成十二年十二月十三日社会保険庁告示第二十三号（健康保険法等の一部を改正する法律附則第八条の規定に基づき、政府の管掌する健康保険の介護保険料率を定める件）は、平成十三年二月二十八日限り、廃止する。

ただし、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二十条の規定による被保険者に関する平成十三年三月分の介護保険料については、なお従前の例による。

平成十三年二月九日

社会保険庁長官　中西　明典

千分の一〇・九

○社会保険庁告示第三号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第百四十号）附則第十三条の規定に基づき、船員保険の介護保険料率を次のように定め、平成十三年三月一日から適用し、平成十二年十二月十三日社会保険庁告示第二十二号（健康保険法等の一部を改正する法律附則第十三条の規定に基づき、船員保険の介護保険料率を定める件）は、平成十三年二月二十八日限り、廃止する。

ただし、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十九条ノ三の規定による被保険者に関する平成十三年三月分の介護保険料については、なお従前の例による。

平成十三年二月九日

社会保険庁長官　中西　明典

千分の十六・六

○社会保険庁告示第四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第十項ただし書に規定する政府の管掌する健康保険の平成十二年十月三十一日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を標準報酬の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬は、次のとおりであるので告示する。

平成十三年二月九日

社会保険庁長官　中西　明典

標準報酬月額	標準報酬日額
三〇〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円

○社会保険庁告示第五号

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第四条第六項ただし書に規定する平成十二年十月三十一日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を標準報酬の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬は、次のとおりであるので告示する。

平成十三年二月九日

社会保険庁長官　中西　明典